

令和7年度 狂犬病予防定期集合注射実施会場一覧表

【実施期間】令和7年4月1日(火)～30日(水)

No	会 場 名	所在地	電話番号	集合注射の休診日	注射時間
1	北品川 どうぶつ病院	北品川1-22- 21-1F	6712-0653	木曜 4月16日	午前9時～午後5時 ※完全予約制(Webもしくは電話予約をお願いします) (注)日曜日・祝日は午前9時から午後1時
2	ノースアニマル クリニック	北品川5-12-3	3446-1212	日曜	(月曜～土曜) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分 ※4/29(火)も平日と同じ時間で行います。 ※予約制
3	ダクタリ動物病院 品川ウェルネスセンター	東品川1-39- 21-2F	5495-7757	なし	午前9時～午後1時 午後3時～5時 ※要予約
4	朝倉動物病院	上大崎2-13-26 メイプルトップビル2F	3441-6550	火曜～金曜 日曜・祝日	(月曜)午前10時～午後6時 (土曜)午前9時～正午 ※完全予約制
5	ラパスペット クリニック	南大井3-8-18 寧波ビル101	6271-6300	火曜 日曜午後 祝日午後	午前9時～正午 午後4時～7時
6	ロイヤルペット クリニック 大森海岸病院	南大井3-16-3 オフィスヘルメイト1F	3763-7200	なし	午前9時～正午 午後2時～4時 ※日曜・祝日:午前10時～正午、午後2時～3時 ※なるべく午前中にご来院ください
7	たなかじろう 動物病院	南大井5-23-8	3298-9898	木曜 日曜午後 祝日午後	午前9時～正午 午後3時～7時
8	エムズ動物病院	大井4-17-19	3775-5521	火曜 日曜午後 祝日午後	午前9時～正午 午後3時～6時 ※日曜・祝日:午前9時～正午 ※予約制
9	品川荏原 どうぶつ病院	荏原4-17-19	6426-7826	火曜 日曜午後 祝日	午前9時30分～12時 午後4時30分～6時30分 ※必ず連絡をお願いします。(当日予約可)
10	田中動物病院	荏原6-11-7	3781-0604	なし	平日:午前9時～11時30分 午後5時～6時30分 ※土曜:午前9時～11時30分、午後2時～3時30分 ※日曜・祝日:午前10時～11時30分
11	池田動物病院	旗の台2-11-2	3784-0917	なし	午前9時～正午 午後4時～7時(日曜日は午後6時まで) ※電話でご予約をお願いします。
12	古谷動物病院	旗の台4-4-19	3788-4688	日曜 祝日	(平日) 午前9時～11時30分、午後4時～6時30分 (土曜) 午前9時～11時30分、午後4時～6時
13	星動物病院	戸越1-3-3	3781-5766	水曜午後 木曜 日曜午後 祝日 4月11日 4月18日	午前9時～正午 午後4時～6時
14	アニキュア動物 病院大崎	大崎1-11-7 ゲートシティ大 崎独立店舗棟	6417-9119	なし	午前8時30分～午後3時



動物病院マップは
こちらからご覧になれます。

★動物病院によって休診日・注射時間が異なりますので、御注意ください。

★事前予約を必要とする動物病院があります。注射時間等について、御不明な点は各動物病院に直接お問い合わせください。

★集合注射料金のほかに、初診料がかかる場合があります。事前に病院ホームページ等でご確認ください。

こんなときは届出が必要です

- 飼い犬の死亡 ●犬の譲り受け（区内） ●区内転居

（書類での受付窓口）品川区保健所・品川保健センター・荏原保健センター・各地域センター
※区外に転出される場合は、転出先の自治体で、犬の転入手続きを行ってください。

※犬が死亡している場合は、今回同封したABC票に死亡日と死亡した旨を赤字で記入し
上記受付窓口に犬の死亡届として提出してください。

- 飼い犬が人を咬んでしまったとき

事故発生から24時間以内に品川区保健所に届け出てください。

（飼い犬の咬傷事故は、電子申請も可能です。）

また、48時間以内に犬が狂犬病にかかっているかどうか、動物病院で検診してください。飼い主の義務です。

マイクロチップ装着済の犬は、マイクロチップ情報の登録が必要です。

犬や猫と一緒に渡される「登録証明書」により、環境省データベース
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトで変更登録をしてください。

登録はこちらから

- 以前から飼っている犬のマイクロチップの装着は努力義務です。
- 住所変更や犬が死亡した場合なども、環境省データベースでの変更手続きを行ってください。
- マイクロチップを装着していない場合は、区の窓口で登録手続きが必要です。



お渡しした鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪などにつけるようにしましょう。

- 狂犬病予防法では鑑札・狂犬病予防注射済票は犬につけておくこととされています。（狂犬病予防法 第四条、第五条）
- 鑑札や注射済票は、犬が迷子になった時や、災害時に犬とはぐれてしまった場合の身元表示になります。

《飼い主のみなさまへ》犬の苦情が増えています！！

散歩の前に、家でトイレを済ませましょう。

最低限のトイレマナーとして、他人の家の敷地付近や商店街の店先など、周りに迷惑がかかる場所での排泄は避けてください。それ以外の場所で排泄した場合でも、便は必ず持ち帰り、おしっこはトイレシートを敷いてさせるなど、しっかりと後始末しましょう。

おしっこを少量の水で流すだけでは臭い残り、非常に迷惑です。

